又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による障害共済年金が支給される場合」を削り、同表第二号中「遺族補償年金」の下に「（補償法第二十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」を加え、同号イ中「よる遺族厚生年金」の下に「（以下「遺族厚生年金」という。）又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「特例遺族共済年金」という。）」を加え、「同じ」を「「遺族基礎年金」という」に改め、「当該遺族厚生年金」の下に「又は当該特例遺族共済年金」を加え、同号ロ中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金又は特例遺族共済年金」に改め、「当該遺族厚生年金」の下に「又は当該特例遺族共済年金」を加え、同号ハ中「国民年金法の規定による遺族基礎年金」を「遺族基礎年金」に改め、「及び同一の事由により国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金が支給される場合」を削り、同表に次の二号を加える。

三　補償法第二十条の二に規定する公務上の災害に係る傷病補償年金又は障害補償年金	
イ　障害厚生年金又は特例障害共済年金及び障害基礎年金が支給される場合の当該障害厚生年金又は当該特例障害共済年金及び当該障害基礎年金	○・八二（第一級若しくは第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第一級若しくは第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八一）
ロ　障害厚生年金又は特例障害共済年金が支給される場合（イに該当する場合を除く。）の当該障害厚生年金又は当該特例障害共済年金	傷病補償年金にあつては○・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては○・九〇）、障害補償年金にあつては第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八八）
ハ　障害基礎年金が支給される場合（イに該当する場合を除く。）の当該障害基礎年金	○・九二（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・九一）
ニ　国民年金法等一部改正法附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法による障害年金	○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八二、第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八一）
ホ　国民年金法等一部改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法による障害年金	○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八二、第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八一）
ヘ　国民年金法等一部改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く。）	○・九三（第一級若しくは第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は第一級若しくは第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・九二）
イ　遺族厚生年金又は特例遺族共済年金が支給される場合の当該遺族厚生年金又は当該特例遺族共済年金及び当該遺族基礎年金	○・八七
ロ　遺族厚生年金又は特例遺族共済年金が支給される場合（イに該当する場合を除く。）の当該遺族厚生年金又は当該特例遺族共済年金	○・八九
ハ　遺族基礎年金が支給される場合（イに該当する場合を除く。）における当該遺族基礎年金又は国民年金法の規定による寡婦年金が支給される場合の当該寡婦年金	○・九二
ニ　国民年金法等一部改正法附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法による遺族年金	○・八七
ホ　国民年金法等一部改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法による遺族年金	○・八七
ヘ　国民年金法等一部改正法附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九三
四　補償法第二十条の二に規定する公務上の災害に係る遺族補償年金	

第四十一条第二項中「又は」を「若しくは」に、「へに」を「へ又は第三号ニ、ホ及びヘ若しくは第四号ニ、ホ及びヘに」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項に定めるもののほか、年金たる補償の事由と同一の事由について平成二十四年一元化法の規定による年金たる給付が支給される場合の調整に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2　改正後の規則一六―〇第四十一条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の表第一号ハ中「該当する場合」とあるのは「該当する場合及び同一の事由により平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正前国共済法」という。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「旧障害共済年金」という。）が支給される場合」と、同表第二号ハ中「該当する場合」とあるのは「該当する場合及び同一の事由により改正前国共済法又は改正前地共済法の規定による遺族共済年金（以下